

# 犯罪被害者等支援 メニュー リスト

鬼北町

# 目 次

## (鬼北町) の支援メニュー・対応窓口

<b>1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口 .....</b>	<b>1</b>
<b>2 経済的支援</b>	
(1) 犯罪被害者等支援金.....	1
(2) 高額療養費の支給.....	1
(3)医療費の一部負担金の徴収猶予、減免.....	1
(4)後期高齢者医療保険料の減免、納付.....	1
(5)介護保険料の減免、納付.....	1
(6)自立支援医療の負担軽減.....	2
(7)国民年金の支給.....	2
(8)子育てに係る負担の軽減.....	2
(9)市税等の減免、納付.....	3
(10)生活保護.....	3
(11)町営住宅への入居.....	3
(12)上下水道料金の減免、納付.....	3
(13)商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル..	3
(14)多重債務に関する相談.....	4

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止等

(1) 精神保健福祉.....	4
(2) 子育ての悩み.....	4
(3) D V 相談.....	4
(4) 障がい者虐待.....	4
(5) 高齢者虐待.....	4
(6) 身体の障がい.....	4
(7) 住所情報の保護.....	5
(8) 区域外就学.....	5
(9) 悩みを抱える児童生徒に関する相談.....	5

## 支援メニューリスト（鬼北町）

### 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問い合わせに応じます。 また、相談内容により、必要な支援を行っている庁内関係部署や 関係機関へ適切につなぎます。	総務財政課 行政係 役場2階 TEL 0895-45-1115 内線 2206
--	--

### 2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	(1)犯罪被害者等支援金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	総務財政課 行政係 役場2階 TEL 0895-45-1115 内線 2206
2	(2)高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	町民生活課 保険年金係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2116、2172
3	(3)医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	町民生活課 保険年金係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2116、2172
4	(4)後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【後期高齢者医療保険料の減免】 町民生活課 保険年金係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2116 【納付相談】 町民生活課 課税管理係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2121
5	(5)介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免】 保健介護課 介護保険係 保健センター1階 TEL 0895-45-1115 内線 3117、3119、3120 【納付相談】 町民生活課 課税係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2122～2125

6	(6) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	保健介護課 保健係 保健センター1階 TEL 0895-45-1115 内線 3111
7	(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	町民生活課 保険年金係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2172
8	【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	町民生活課 保険年金係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2172
9	(8) 子育てに係る負担の軽減 【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	町民生活課 福祉係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2118
10	【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	町民生活課 福祉係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2118
11	【保育】 ●一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となった子ども（保育園等に入所していない子ども）を保育します。	町民生活課 福祉係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2118
12	【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	町民生活課 福祉係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2119
13	【修学】 ●修学費用等の貸付け	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。	町民生活課 福祉係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2173
14	【修学】 ●就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	鬼北町教育委員会 教育課 学校教育係 町民会館1階 TEL 0895-45-1115 内線 4116

15	(9) 市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	町民生活課 課税管理係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2122～2125
		【町・県民税の減免】	町民生活課 課税管理係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2122～2125
		【固定資産税の減免】	町民生活課 資産評価係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2125、2126
		【国民健康保険税（料）の減免】	町民生活課 課税管理係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2122～2125
		【町税の納付相談】	町民生活課 課税管理係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2122～2125
16	(10)生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	町民生活課 福祉係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2173
17	(11)町営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難なった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建設課 都市計画・管理係 役場別館 TEL 0895-45-1115 内線 2173
18	(12)上下水道料金の減免、納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【水道料金の減免】 水道課 水道係 役場別館 TEL 0895-45-1115 内線 2401、2402 【下水道料金の減免】 環境保全課 生活排水係 役場別館 TEL 0895-45-1115 内線 2442
19	(13)商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害について、消費生活相談員が相談に応じます。	企画振興課 地域活力創出係 役場2階 TEL 0895-45-1115 内線 2213

20	(14)多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	企画振興課 地域活力創出係 役場2階 TEL 0895-45-1115 内線 2213
----	----------------	----------------------------------	--

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	保健介護課 保健係 保健センター1階 TEL 0895-45-1115 内線 3113
2	(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	保健介護課 保健係 保健センター1階 TEL 0895-45-1115 内線 3112、3114
3	(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	こども家庭センター（町民生活課 福祉係） 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2173
4	(4) 障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	町民生活課 福祉係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2117
5	(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	保健介護課 地域包括支援センター 保健センター1階 TEL 0895-45-1115 内線 3121、3122
6	(6) 身体の障がい	身体に障がいがある場合、相談に応じ必要な支援を行います	町民生活課 福祉係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2117

7	(7) 住所情報の保護	D V やストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不正に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務における D V 等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	町民生活課 戸籍住民係 役場1階 TEL 0895-45-1115 内線 2111、2171
8	(8)区域外就学	犯罪等により従前の学校に就学することが困難となった場合には、区域外就学に関する相談に応じます。	鬼北町教育委員会 教育課 学校教育係 町民会館1階 TEL 0895-45-1115 内線 4116
9	(9)悩みを抱える児童生徒に関する相談	児童生徒が抱える様々な悩みについて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが面接で相談に応じます。	鬼北町教育委員会 教育課 学校教育係 町民会館1階 TEL 0895-45-1115 内線 4118